



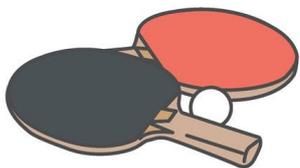
＝運動不足解消？＝

－昨年の秋はレクリエーションとして『山登り』を計画しましたが、天候不順の為実現できませんでした。そこで昨秋は、天候の影響を受けない事務所近くの卓球場で、卓球台を借り、有志のスタッフで『卓球』をしました。（卓球なのか、ピンポンなのかはご想像にお任せします。）

卓球台の前に立つのが、うん十年ぶり！！という人がほとんどでしたが、球を打っている間に、少しずつ勘を取り戻していき、スタッフ間での試合は、レベルはともかく、大盛り上がりでした。

隣の台で、とても上手な選手(?)がカッコよく練習をされているのを横目に見て、「いいなあ～」と思いつつ、白球を追いかけた1時間でした。

今年も運動不足解消を兼ねたレクリエーションをスタッフ一同で楽しみたいと思います。（川東）



★2024年1月号

1、新年ご挨拶

新年、あけましておめでとうございます。今年も無事新しい年を迎えることができました。ありがとうございます。昨年も、お客様や周りの方々に助けられた1年でした。本年もスタッフ一同、どうぞよろしくお願いいたします。

令和6年の干支は「甲辰(きのえ・たつ)」です。干支は、古来より、未来を探るための手段として活用されてきました。

「甲辰」は、「春の兆しがあまねく成長を助ける年」だとか。つまり春の温かい日差しが大地すべてに降り注ぎ、急速な成長

と変化をもたらすということです。これまで陰になっていた部分にも日があたり、大きな『成長』を遂げることが期待できるものの、隠しておきたい部分にも日があたり、大きな『変化』が起こる可能性もあるのだそうです。

今年も、皆様が培ってきたものが世に認められ、大きな発展につながる1年になるよう、心よりお祈り申し上げます。



2、賃金改定率が過去最高に～厚生労働省実態調査から

◆賃上げ実施企業数、引上げ額、引上げ率ともに昨年より増加

厚生労働省の令和5年「賃金引上げ等の実態に関する調査」結果によると、1人当たりの平均賃金を引き上げた、または引き上げる企業の割合は89.1%(前年同比3.4ポイント増)でした。その引上げ額の平均は、9,437円(同3,903円増)、引上げ率は3.2%(同1.3ポイント増)で、平成11年以降では最も高い数値となりました。

産業別にみると、「建設業」が100.0%で最も高く、次いで「製造業」が97.7%、「電気・ガス・熱供給・水道業」が92.9%となっています。

◆賃金引上げの理由

賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素の割合をみると、「企業の業績」が36.0%で最も高かったものの、その次は

「労働力の確保・定着」が16.1%、そして「雇用の維持」が11.6%でした。

本調査結果からは、賃金引上げを実施するすべての企業が業績好調によるものとは限らず、業績は改善しないが、従業員の生活を守り、人材流出を防ぐことを狙いとして実施している企業が一定数あることが分かります。

賃金検討時の参考資料としてご活用ください。

【厚生労働省「令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/23/dl/10.pdf>



＝季節のコラム＝

今年辰年。十二支の中で、唯一架空の動物「龍」が当てられています。

西洋の龍“ドラゴン”は、退治されるべき怪物ですが、東洋の龍は、麟(りん)、鳳(ほう)、亀(き)にならぶ四瑞の靈獣です。体は9つの動物からできており、角は鹿、耳は牛、頭は駱駝(らくだ)、目は兎、鱗は鯉、爪は鷹、掌は虎、腹は蛟(みずち)、項は蛇とされています。あごの下にはいわゆる『逆鱗』があり、触れれば大変なことに。

そして龍が持っている玉の名前は「如意宝珠(にいぼうじゆ)」。意のままに、あらゆる願いをかなえる最強の『ドラゴンボール』ですが、これは天界に昇って取ってくるそうです。

縁起の良い神獣の年。『登り龍』の勢いで1年を過ごしたいですね。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00~18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

3、性的マイノリティに関する厚生労働省の取組み

昨年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

この法律は、性的指向および性自認の多様性に関する国民の理解を深め、その基本理念や、国および地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、性的指向および性自認の多様性を受け入れる精神を浸透させ、寛容な社会の実現に資することを目的とするものです。法律に基づき、厚生労働省では、性的マイノリティに関する理解促進に向けた各活動を行っています。

この法律に基づき、採用の際に公正な選考が行われるよう、性的マイノリティなどの特定の人を排除しない旨、事業主への周知を行っており、応募者の適性・能力に関する侮蔑的な事項について、面接で質問すること等はしてはならないとしています。

◆ハラスメントのない職場に向けて

また、セクハラ防止指針やパワハラ防止指針では、職場における性的指向・性自認に関する侮蔑的な言動についても、ハラスメントに当たるとしています。さらに労働者か

らの相談体制などの整備も、事業主の雇用管理上の措置義務となります。

◆事業主向けのHPやパンフレット

事業主が注意すべき事項や対応すべき内容が、以下の3つの観点にまとめて公開されています。

「公正な採用選考に向けて」

「ハラスメントのない職場に向けて」

「企業の取り組み事例等の調査・発表」

是非ご参考ください。

【厚生労働省「性的マイノリティに関する理解増進に向けて～厚生労働省の取組み～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/index_00007.html



3、今月のおすすめ本

今月は「崖っぷちの会社を立て直したスーパーな女」(著者;株式会社タイヨー取締役副社長 清川 照美 出版;ダイヤモンド社)をご紹介します。

鹿児島県に本社を構える株式会社タイヨーさんは、鹿児島県と宮崎県を中心としてスーパーマーケットを運営されています。一時期は借金、300億円を抱えていたのが、当時社長をされていた清川さんです。この期間に実践したことは、経営者の覚悟を持つこと、スピード感をもって仕事に取り組むこと、そして社員の意識改革を含め、教育にも取り組んだことだそうです。

内容は盛りだくさんですが、ひたむきに経営をされていた様子が伝わってきます。『言い訳をせず、目の前の課題に一生懸命に取り組む』という姿勢が大切だと改めて感じました。

新年一発目のお勧め本として、スタートダッシュになる一冊です。(川東)

